

グラムシ「市民社会」概念の構造

——「国家」概念の解読に向けて——

鈴木 富久

キーワード：グラムシ、自己包括的概念、市民社会、国家、指導階級

はじめに

アントニオ・グラムシが『獄中ノート』¹⁾ (1929年-35年執筆、以下「ノート」と略記する)において国家概念を拡大し、その広義「国家」概念を「国家イコール政治社会プラス市民社会、強制的な鎧をきたヘゲモニー」²⁾ という定式に表したことは、あまりにも有名である。彼は「ノート」のなかで、「政治社会」のみを指す普通の国家概念、狭義の「国家」概念も併用していくが、この広狭併用という事実の理由もふくめ、彼の広義「国家」概念の論

1) Antonio Gramsci, *Quaderni del carcere*, Edizione critica dell'Istituto Gramsci, a cura di Valentino Gerratana, Giulio Einaudi editore, Torino, 1975. なお本稿で、Qは、この『獄中ノート』を表し、その次の数字は各冊のノート番号、§は各ノート内の覚書に記された番号(覚書番号)を示す。また、「Q10 II」等の場合、ローマ数字「II」は、Q10内の第II部であることを表す。覚書番号の次に記されたA, B, Cの記号は、Aは初稿、Bは初稿のみの稿、CはAの推敲稿であることを意味する。頁番号は、上記ジェルラターナ版のそれである。なお、引用句で、山崎功監修『グラムシ選集』(全6巻)合同出版、1961-65年、に邦訳のあるものについては、「合」でそれを表し、ローマ数字で巻数、次いで該当頁番号を示す。但し、訳文は同一と限らない。

2) Q 6 § 88B, pp.763-4. 合 I, 207頁。

理構造を十分明確に解明することは、依然としてグラムシ研究上の一重要課題として存続していると言うことが許されるであろう。

この解明が複雑な作業となる理由の一つは、「市民社会」概念の確定の難しさにあると思われる。このことは、従来の研究において、この概念の「多義性」が論ぜられてきたことにも表れているように思われる。筆者自身、かつて次のように書いていた。

「彼における市民社会の概念は多義的であることが確認される。それは、①『国家の私的編成』であり、『必然性と強制』を『自由』に転ずる圏域として国家の倫理的契機（倫理的社會基盤）をなし、②最終的には、国家止揚の内的契機であるが、③階級闘争の政治技術の視角からすれば、プロレタリア革命に対するブルジョア国家の防御体系をなす『塹壕と要塞の体系』を意味し、④結局のところ、『陣地戦』が闘われる階級闘争の場であった」³⁾。

しかしながら、このような意味での「多義性」は、問題の位相や文脈ごとに異なりうる機能上の意味の「多義性」ではあっても、グラムシの「市民社会」概念自体の「多義性」とは言いがたいであろう。少なくとも当時の筆者においては、この両者の位相の相違を方法的に明確化するに到ってはいなかった。グラムシの「市民社会」概念そのものの解釈如何という見地からいま改めて上の論述を見直せば、例えば、そこでは「市民社会」は「国家の私的編成」として捉えられると同時に、一つの「圏域」としても理解されているのであるが、上の引用句内では問題でないとはいえ、グラムシの「市民社会」概念は、ある一つの「圏域」すなわち「法的無関与圏」と結びついており、

3) 「国家概念の拡大と現代の市民社会—A・グラムシ」, 小林一穂・大関雅弘・鈴木富久・伊藤勇・竹内真澄『人間再生の社会理論』創風社, 1996年, 第3章, 171頁。

それとの論理的関係が文献学的に明確にされる必要がある。

それだけでなく、そもそも彼の「市民社会」概念そのものが、「ノート」のなかで、①『『私的』諸組織の総体』であると言われる一方で、②その一部のみから成るはずの『『私的』ヘゲモニー装置』と同一視されてもおり、③さらに「ヘゲモニー」と等置されるだけでなく、④「特定の社会集団」と等置されることさえもある。この「特定の社会集団」とは「指導階級」を指すが、確かにグラムシの「市民社会」概念は、マルクス主義的な階級国家論における一契機として位置づけられており、「市民社会」自体に階級性が付与されるという顕著な一特徴を有し、「中立的」なものではない。それにしても、上記のようにさまざまな意味で同じ「市民社会」という語が使われている事実、その事実上の概念規定の多様性は、その概念の内容を論理的に確定しようとする解釈者を悩ませる。こうしたことから、論理的解読の探究を当初から遮断する「非体系的思想家グラムシ」という見方も生じうる。

しかし、この見方は皮相であろう。「知的無秩序」を峻拒するグラムシは「非体系的思想家」ではまったくなくて、逆に、「ノート」の断片的な覚書の集積という「非体系的」叙述形式の外見の裏に思想の内的体系性を深く秘めている。この想定に立つ筆者にとっては、「ノート」に沈潜し、精査を重ねれば、「市民社会」概念に関しても、その内的論理にやがて到達しうるはずである。この想定と精査の現段階において、筆者としては、グラムシの「市民社会」概念が、前稿⁴⁾で示した「哲学（実践の哲学）」と「人間」の両概念の場合と同様に、これもまた〈自己包括的〉な弁証法的概念としての論理構

4) 「グラムシ諸概念の弁証法的構成」、『桃山学院大学社会学論集』第37巻第2号、2004年2月。そこにおいて、筆者のいう自己包括的な弁証法的概念の論理構造とはいかなる論理なのかを示した。それはヘーゲル-マルクスのなそれである。なお、この前稿においては、グラムシの「国家」概念についても、この論理構造を想定してその解読を試みたが成功しえなかった。その原因が「国家」総体にこれを想定したことにあった、というのが現時点での筆者自身の判断である。本稿は、この判断にもとづく再検討の結果を表わす。

造において成り立っていると判断するに到った。そこで本稿では、グラムシ「国家」概念総体の論理的解釈の一環として、まずは「市民社会」に限りその解釈内容を提示し、そのうえで「政治社会」との対比と関係にかんしても必要最小限の論究を加えて大方の批判に委ねることにしたい。このため以下に、「ノート」において上記①～④の諸規定を表す諸言及を組上りのほせるが、その前に前記の「法的無関与圏」との関係の問題を示唆する諸言及をとりあげ、その検討から始めることにしたい。

I. 「市民社会」の活動領域——「法的無関与圏」

「市民社会」概念と「法的無関与〔*indifferenza giuridica*〕圏」との関連は、次の諸言及の検討から明らかになる（以下、引用句内の下線と亀甲印〔 〕内の記述はすべて引用者による）。

- (1) 「法を通して、国家は支配的集団を『等質』なものにし、指導集団の発展路線にとって有用な社会的順応主義〔*conformismo sociale*〕をつくりだそうとする。法の一般的活動（それは純粹に国家的、政府的な活動よりも広いものであって、法の専門家が法の関与しないところと呼ぶ諸圏域〔*zone che i tecnici del diritto chiamano di indifferenza giuridica*〕における、つまり道徳および慣習一般における、市民社会の指導的活動をも含んでいる）は、倫理的問題をよりよく具体的に理解するのに役立つ。その問題とは、実際には、各々の個人の実行と不作為〔*omissione*=怠慢〕とのあいだの、各々の個人の行為と社会が必然的なもの〔*necesari*=必要なもの〕として定立する諸目的とのあいだの、『自発的で自由に受け入れられた』一致であり、専門的に了解された実定法の領域においては強制的であるが、『強制』が国家的でなく、世論、道徳的環境、等々によるものであるような圏域においては自発的で自由（より厳密には、倫理的）であるという一致である。」（Q 6 § 84 B, p.757. 合IV, 131-4 頁。なお、グラムシにおいて「支配的集団（階級）」と「指導集団（階級）」とは同じ集団（階級）であり⁵⁾、前者はその集団の消極的・否定的側面、後者は積極的・肯定

5) このことは、グラムシの次の有名な言及にも表れている。「一社会集団の覇権

的側面を表す)

- (2)「法〔diritto〕は全社会の統合的表現であると想定されているが、それは誤りである。社会にいっそう密着した表現は、それとは逆に、法学者が『法の関与しないところ』と呼び、その圏域が時とともに、また市民生活への国家的介入の拡大とともに変化するところの、実際的な行為の諸規則〔regole di condotta〕である。」(Q 6 §98B, p.773. 合IV, 59頁)
- (3)「新しいより高度の型の文明を創造し、『文明』ともっとも広範な人民大衆の徳性を、経済的生産装置の不断の発展の必要に順応させ、したがって新しい型の人間性を肉体的にもつくりあげてを常にめざしている国家の教育—形成任務。…『法』の問題がでてくるが、その概念は、今日、『法の関与しないところ』という定式下にとどまっています、『制裁』も拘束的な『義務』もなしに作動するが、それにもかかわらず、ある集团的圧力を及ぼして、慣習と思考様式、行動様式、道徳性、等の練成という客観的結果をおさめるところの市民社会の領域〔dominio〕の諸活動をも含めることにして拡張されなければならない。」(Q13 § 7C, pp.1565-66. 合 I, 195頁)

ここで「法的無関与圏」に関して特徴的なのは、第1に、その圏域について、「法の専門家が…と呼ぶ」とか、「専門的に了解された」(1)、あるいは「法学者が…と呼ぶ」(2)、さらに「今日、…という定式下にとどまっています」(3)とかと、わざわざ記されていること、すなわち、法律家の「専門的に了解された」言説を通じて、法制的に設定されたものとして把握されていることである。そして第2に、そのことにも関連し、「その圏域」は「時とともに、また市民生活への国家的介入の拡大とともに変化する」ことであ

〔supremazia〕は、『支配〔dominio〕』として、『知的道徳的指導〔direzione〕』として、二つの様式で現れる。一社会集団は、それが武力に訴えても『一掃』ないし服従させようとする敵対諸集団を支配する。そして近親諸集団と同盟諸集団を指導する。一社会集団は統治権力を獲得する以前に、すでに指導的でありうるし、またむしろ指導的であらねばならない(これが権力獲得のものにとって主要な条件の一つである)。その後、権力を行使するときにも、またこの権力を強力に掌握している場合でさえも、その社会集団は支配的になってはいるが、しかし、やはり『指導的』でもありつづけなければならない。」(Q 19 § 24A, p.2010. 合 II, 225-6 頁)。

る。

そして、この「法的無関与圏」ということで示されている内容は、「道徳および慣習一般」、あるいは「世論、道徳的環境等」(1)であり、あるいは「実際的な行為の諸規則」(2)、またほぼ同じであるが「慣習と思考様式、行動様式、道徳性、等」(3)である。そのうえで、問題の「市民社会」については、それが、この圏域を固有の活動領域とし、この圏域において「道徳および慣習一般」等に対する指導的諸活動を展開するもの、そのような一つの指導構造として語られていることが判明しよう。

したがって「市民社会」は、「法的無関与圏」の(法律家の「専門的了解」にそった)設定を前提として、その圏内に、その圏域を固有の活動領域として成立するものと考えられているということである。だから、両者は同一ではない。「市民社会の領域」は「法的無関与圏」であるが、「市民社会」そのものはそれと同一ではなく、またその圏域全体を覆うものとも限らない。そして、「法的無関与圏」自体が、その範囲において可変的である。

II. 「市民社会」概念の4つの規定

では、「法的無関与圏」に成立するところの「市民社会」そのものは、いかなる内容なのか。その内的論理が本稿の主題であるが、それを以下において前記①～④の諸規定にそって順次検討していこう。まずはじめに取りあげるのは、①「私的諸組織の総体」という「市民社会」規定についてである。

①「私的諸組織の総体」としての「市民社会」

その規定は端的に、下記の引用(5)に示されている。グラムシ「市民社会」概念に関してもっとも頻繁に参照される箇所である。引用は、最初の「ノート」Q1におけるこれに関連する言及である。まだ「市民社会」の語は出てこないが、彼の「市民社会」に関する出発点の意図を窺ううえで重要である。

- (4)「国家の『私的』な編成としての諸政党と諸結社〔associazioni〕に関するヘーゲルの学説。…被統治者の同意による、だが選挙のさい確認されるあいまいで漠としたものではない組織された同意による統治。すなわち国家は同意を備え、そしてそれを要求するが、さらに政治的・組合的な結社によって、この同意を『教育』もする。ところが、これらの結社は、指導階級の私的なイニシアティブに委ねられた私的な組織体〔organismi〕である。」(Q 1 § 47B, p.56 合 I, 202頁)
- (5)「さしあたり、上部諸構造の二つの大きな『階梯〔piani〕』を確定することができる。一つは、『市民社会』と呼ばれることのある〔chi si può chiamare〕階梯、すなわち俗に『私的〔privati〕』なものと言われる諸々の組織体の総体の階梯であり、他の一つは、『政治社会すなわち国家』の階梯であるが、それらは、支配的集団が全社会において行使する『ヘゲモニー』の機能と、国家や『法』治に表わされる『直接的支配』あるいは指揮〔comando〕の機能とに対応する。これらの機能は、まさに組織し結合する機能である。知識人たちは、社会的ヘゲモニーと政治的統治との下位の諸機能、すなわち、支配的な基本的集団によって社会生活に押しつけられる指導に対して住民大衆があたえる『自発的』同意、支配的集団が生産世界におけるその位置と機能によって手にいれる威信(したがって信頼)から『歴史的に』生まれてくる同意と、能動的にも受動的にも『同意し』ない諸集団への懲罰を『合法的に』保証するものでありながら、なおも、自発的同意が失われる指揮と指導との危機の瞬間を予想して全社会に対して築きあげられるところの国家的強制の装置との、下位の諸機能を行使するための支配的集団の『手代』である。」(Q 12 § 1 C, pp.1518-1519. 合 III, 88-89頁)

グラムシのいう「ヘゲモニー」とは、指導階級の組織化的・「教育的」な指導的諸活動に対して広範な住民大衆が「同意」を与えたときに成立する両者間の相互の関係性であるが、この関係を創り出し、発展させるのは、そのイニシアティブを発揮する指導階級の側であるゆえに、この階級の能動性と力量を表すことにもなる概念であり、この意味で一つの「活動的〔attivo=能動的〕関係」⁶⁾、より正確には「相互的關係性を有する活動的關係」⁷⁾である。上の二つの言及は、このヘゲモニーが多様な「私的諸組織」を通じて行

使され、その「私的諸組織の総体」が「国家の『私的』編成」として「市民社会」を成している、ということを示している。

ここで注意を要するのは、「私的」というのは、引用(5)に見るように「俗に『私的』なものと言われる」ところの「私的」であって、既述の「法的無関与圏」の場合のように、法律専門家の「了解」のもとに「…と呼ばれる」と言われていたのとは異なることである。また、この「私的諸組織の総体」は、「上部諸構造」の一「階梯」としての「支配的集団が全社会において行使する『ヘゲモニー』の機能」に対応するものとしてのそれである。したがって、それは、社会全体ないし「法的無関与圏」に現れている市民、住民あるいは国民のあらゆる自発的諸組織の総体（法的専門的には「私的」諸組織であろうが）とは一致せず、それより狭い範囲の自発的＝「私的」諸組織の総体であろう、ということである。だから、それは、引用(4)でいう「指導階級の私的なイニシアティブに委ねられた私的な組織体」の総体にほぼ一致する、ということになろう。付言すれば、「俗に『私的』と言われる」ものは、あたかも日本語でまさに「俗に『民間の』」という場合とおそらく同様であり、文字通りすべての「民間の」ものを指すとはかぎらず、むしろ「俗に」はそのなかの有力なもの、社会的影響力の大きなものを指すであろう。「官民協調」という場合の「民（間）」が、まさにそれである。おそらくグラムシは、こうした意味合いを込めて言っているのであろう。

ともあれ、「私的諸組織の総体」としての「市民社会」という規定に、あ

6) 「活動的關係」の概念が、グラムシの哲学（実践の哲学）において「実践」の概念との同一性をもち、表裏の関係にある「人間」概念と「現実」概念との共通の基軸概念をなし、これが歴史と政治の考察においては「ヘゲモニー」の概念となることについては、拙著『アントニオ・グラムシ著「獄中ノート」の社会学史的比較のための基礎研究』（平成11年度～平成13年度科学研究費補助金〔基盤研究C(2)〕研究成果報告書）2002年3月、83-84頁（拙稿「グラムシ『人間とは何か』解析試論」（下－3・完）、『桃山学院大学総合研究所紀要』第27巻第3号、2002年3月、147-148頁、と同一）ですすでに指摘した。

7) Q10 II § 44 B, p.1331. 合 I, 270頁。

らゆる自発的諸組織が包含されているわけではないことは、次にみる引用(6)からも窺われることである。

②「私的ヘゲモニー装置」としての「市民社会」

その引用(6)は、それ自体としては、引用(7)と同じく、グラムシの「市民社会」概念が、もっぱら「私的」ヘゲモニー装置を指して用いられる場合があることを示す言及である。

- (6)「二重の性格——自然な性格と、契約的ないし自発的な性格——をもった、この〔国民の…引用者〕多数の特殊諸社会のなかで、一つないしそれ以上が相対的に、あるいは絶対的に優位を占め、それが、残りの住民に対する一社会集団のヘゲモニー装置（すなわち⁸⁾市民社会）、つまり、統治—強制強制装置としての狭義の国家の基盤、を構成している。」（Q 6 § 136 B. p.800. 合IV, 58頁）
- (7)「アレヴィ…は、70年代から今日までのフランス史のもっとも重要な事実は、普通選挙に由来する政治的な諸組織体のイニシアティブにもとづくものでなく、私的な諸組織体（資本金団体、民間参謀本部〔Stato maggiore⁹⁾〕、など）か、または国内であまり知られていない大官僚のイニシアティブにもとづくものかということを見出す。だがそれは、「国家」として、統治装置のほかに、「ヘゲモニー」の「私的」装置すなわち市民社会をも理解しなければならないということのほか、何を意味するのであろうか。」（Q 6 § 137 B, p.801. 合I, 204-5頁）

上の引用(6)で言う「二重の性格…をもった…特殊諸社会」とは、一国の社

8) この「すなわち」の原語は英語の〈or〉に当たる〈o〉であり、この箇所の邦訳は従来、「あるいは・ないし・もしくは」という意味で訳されていた。だが、「定冠詞+名詞A+o+(無冠詞)名詞B」は、「Aすなわち・言い換えれば・つまりB」を意味し、原文はこの形であるため、そのように解されねばならない（以下、同じケースは同様に扱う）。この点は、深澤敦氏に教えられた。

9) この原語は、本来、軍事的最高指導機関である参謀本部を指すが、比喩的俗称として一般に「どんな組織にもある指導集団」を指しても使われる（日本でも同様であろう）。ここでは、後者の意味でしか理解しえないので、「民間」を付けて暫定訳とした。

会に「契約のないし自発的な」あり方で「自然に」生まれる諸組織を指していると解されるが、筆者が前節で「自発的諸組織」と述べたのは、実はこれを念頭においてのことであった。これはすべて法的な「専門的了解」では「私的諸組織」であろうが、先の「俗に『私的』と言われる諸組織の総体」の語句は、そのすべてを包含していないという筆者の判断は、この引用(6)では、この自発的諸組織が『私的』諸組織とは言われていないことにも困っている。

このように理解して引用(6)と(7)を受けとれば、社会の「多数の」自発的諸組織のうちには、ヘゲモニーを媒介する一連の「俗に『私的』と言われる諸組織の総体」があり、それが「市民社会」をなすが、その「私的諸組織の総体」のなかで特に「優位を占める」のが「私的ヘゲモニー装置」（資本家団体、民間参謀本部、など）であるということになる。ところが問題は、その「私的ヘゲモニー装置」も「すなわち市民社会」だ、と言われていることである。つまり、「市民社会」は、先には「私的諸組織の総体」であったが、ここでは「私的ヘゲモニー装置」だと言われているのである。両規定を同一視しないかぎり、両規定の関係が問題となる。だが、その検討に先だって、グラムシはさらに、「市民社会」を「ヘゲモニー」を意味する概念としても使用する例をまず次に見ておこう。ヘゲモニーとしての「市民社会」規定である。

③「ヘゲモニー」としての「市民社会」

グラムシが「ヘゲモニーの機能」に対応するものとして「市民社会」を考えていたことは、すでに（引用(5)で）見てきたが、次の言及では、たんに「対応」でなく、ヘゲモニーそのものを意味するものとして「市民社会」が規定されている。

(8)「ヘーゲルが理解しているような、本ノートでしばしば用いる意味での（すな

わち、国家の倫理的内容としての、全社会への一社会集団の政治的文化的ヘゲモニーという意味での「市民社会」(Q 6 § 24 B, p.703)

- (9)「国家はふつう、政治社会（あるいは独裁、あるいは所与の時代の生産様式と経済にしたがって人民大衆を順応させるための強制装置）として理解されていて、政治社会と市民社会（つまり、教会、組合、学校、等々のような、いわゆる私的な組織を通じて行使されるところの、国民社会全体に対する一社会集団のヘゲモニー）との均衡としては理解されていません」(タティアーナ宛1931年9月7日付書簡¹⁰⁾)

引用(9)に「教会、組合、学校、等々」が出てくるが、こうした「私的諸組織」の総体が、これまで問題にしてきた「俗に『私的』と言われる諸組織の総体」であろう。それが、前節の「資本家団体、民間参謀本部、など」の「私的ヘゲモニー装置」と同類でないことは明らかであるように見える。しかし、いずれも「市民社会」と言われるのであった。そしてさらに、ここでは、見られるように「ヘゲモニー」それ自体が「市民社会」の意味するものと言われているのである。これを第3の「市民社会」規定とみなすが、検討をさらに先送りして、第4の規定も見ておこう。

④「特定の社会集団」としての「市民社会」

第4の規定は、「特定の社会集団」というものである。その「特定の社会集団」とは、国家をなす階級、つまり指導階級にほかならないが、ここでは「市民社会を布設する集団」としての資格において登場し、この集団が「すなわち」として「市民社会」と等置されるのである。

- (10)「市民社会と政治社会の同一性－区別性、したがって個人（ある特定

10) Antonio Gramsci, *Lettere dal carcere*, a cura di Sergio Caprioglio e Elsa Fubini, Einaudi, Torino, 1965, p.481. 大久保昭男・坂井信義訳『グラムシ獄中からの手紙・愛よ知よ永遠なれ』第3分冊, 大月書店, 1982年, 26-27頁。

の集団の)と国家とのあいだの有機的同一性, という問題を提起するための諸要素。その〔有機的同一性の〕ために『各個人は官吏〔funzionario〕である』が, それは彼が, 国家から支給をうける勤務員であり国家官僚機構の『位階制的』な統制下に服属しているからではなく, 『自発的に行動しながら』, その働きが国家の(すなわち, 特定の社会集団つまり市民社会の) 諸目的に同一化する〔si identifica〕からなのである。それゆえ, 個人的イニシアティブは, 『善意』の仮説なのではなく, 必然的な〔necessario=不可欠の〕前提なのである。…このような『直接の利害関心』をもたないイニシアティブ, すなわち, より高い意味での『利害関心』をもったイニシアティブの例, つまり国家的な利益, ないし市民社会を布設する〔isutituisse〕 集団の利益の例がある。」(Q 8 § 142 B, p.1028-9.)

ここで読みとっておかねばならない重要点の一つは, グラムシの「市民社会」には, それを「布設する」者がおり, それは「特定の社会集団」すなわち指導階級にほかならない, ということである。これを確認することができれば, 如上の4つの「市民社会」規定の相互の関連を探ることが容易になり, グラムシ「市民社会」概念の論理構造を捉えることが可能になるであろう。次にそこに進もう。

Ⅲ. 「市民社会」概念の自己包括的論理構造

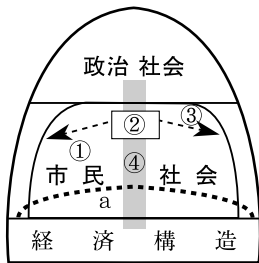
4つの「市民社会」規定とは, ①「私的諸組織の総体」, ②「私的ヘゲモニー装置」, ③「ヘゲモニー」, ④「特定の社会集団」, の4つであった。それぞれがすべて「市民社会」を意味するとされている。ここでの問題は, それらが場当たりの思いつきの類によるものでないとする限り, 相互にいかなる概念的統一性をいかにして見出しうるかということである。

そこで着眼すべきが, 先に示唆したように, ④の規定, つまり「特定の社

会集団」にはかならない。④は「市民社会を布設する集団」つまり主体の規定であるからであり、①②③はすべて、この主体の「市民社会を布設する」主体としての実現過程の諸契機として捉えうるからである。③「ヘゲモニー」とは、ほかでもなく④「特定の社会集団」が創造、行使するヘゲモニーであり、②「私的ヘゲモニー装置」は、「法的無関与圏」においてそのヘゲモニーを創出し行使するために自己を組織した「特定の社会集団」自身にかならない。そして、①「私的諸組織の総体」は、そのヘゲモニーを通じて（自己がその一部となりながら、他の広範な各種自発的諸組織を組織することによって）「布設」、構築された「市民社会」そのものを表している。ここで、「特定の社会集団」は、その布設者としての自己を、その「布設」に成功しえた程度において実現しえ、同様に「私的ヘゲモニー装置」もまた、その程度においてのみ現実的に「私的ヘゲモニー装置」である（にすぎない）、ということである。「市民社会」①の布設主体としての④「特定の社会集団」は、はじめから現に主体としてあるのではなく、①を布設しえて（その程度において）はじめて現実的に主体に成るのであり、布設された①は、結局、①と成った④にかならない。

こうした関係から、「市民社会」の包括的な総体的規定は、「私的諸組織の総体」規定①であるとみなしうる。そして、その包括的な一総体は、そのなかにその一要素として④「特定の社会集団」自身の一ないし若干の「私的組織」を含んでおり、これが②「私的ヘゲモニー装置」をなし、それによって他の社会集団（従属的諸階級）の他の「私的諸組織」が、上記包括的総体の要素となるべく、③「ヘゲモニー」の組織化機能を通じて編入され、一全体に統一されることによって成立しているのである。このように解してはじめて4つの規定を統一的に一貫して捉えうる。ここで、4規定そのものの位置関係を図示すれば次頁の通りとなろう（前章に述べたところにより、「市民社会」総体は、その範囲が可變的である「法的無関与圏」のなかにある。したがってその範囲は、全社会と一致しない）。

図. グラムシの「市民社会」概念



a. 「法的無関与圏」

b. 市民社会

- ① 「私的」諸組織の総体（左図「市民社会」の部分全体）
- ② 「私的」ヘゲモニー装置
- ③ 社会的ヘゲモニー（「私的」諸組織の総体を通じて行使）
- ④ 特定の集団（指導階級）

ともあれ、以上のように解すれば、そこにグラムシの「市民社会」の概念、その内的論理構造を見出すことは、さほど困難ではなくなろう。つまり、そこにあるのは、端的には、総体的規定としての「市民社会」①（「私的諸組織の総体」）のなかに、「特定の社会集団」としての「市民社会」規定④を①の産出主体として包括している概念である。しかし、前述のように、結局のところ、①は①と成った④である限り、①と④とは同一である。したがって、①のなかに④を包括しているということは、自己を自己に包括していることを意味しており、これこそまさしく自己包括的な弁証法的根幹の論理構造そのものであり、これがグラムシの「市民社会」概念にほかならないということである。

「特定の社会集団」は「私的ヘゲモニー装置」として、総体としての「市民社会」の特殊な構成要素（「私的諸組織」の一部分）であり、それにならぶ他の特殊的構成要素（私的諸組織の他の一部分）と別ものではないが、特殊を超える総体としての「市民社会」の普遍性を同時に具備している（ヘーゲルの言う「特殊として現存する普遍」）。それゆえにそれは、それ自体としては一特殊要素でありながら、それ自体のなかにみずからが総体としての「市民社会」（普遍）と成る衝動、その力能（ヘゲモニー）と内的生動性を孕んでいる。このような把握、論理はしたがってまた、その集団自らの諸行為、諸活動（ヘゲモニーの行使）を通じたその現実化（「市民社会」に成ること）

の不断の過程、さらにその拡大再生産を不断にめざす現実化の過程として動的に捉えなおすことを可能とならしめる。というよりも、実はもともと、こうした「現実化」の論理である生成の論理、すなわち活動的な自己生成の過程を捉える論理であることが、弁証法的な自己包括的概念の論理的特質なのである。引用(10)の「特定の社会集団つまり市民社会」という語句に、そうした生成の論理が秘められていることを読みとるべきである。

IV. 国家の活動的総体系と「市民社会」

以上のようにグラムシの「市民社会」概念は、自己包括的な概念的論理構造において成立していると論定しうる。しかし、総体としての広義「国家」自体は（注記4に記したように、前稿での想定と異なって）、そのような論理構造をおそらく構成しない。グラムシにおいて、「国家とは、それによって指導階級が自己の支配を正当化し維持するのみならず、被統治者から能動的同意を獲得するのに成功しもするところの実践的理論的諸活動の全総体である」¹¹⁾。つまり、指導階級（前出「特定の社会集団」）は、指導階級としての「支配」と「指導」という自己活動を通じて、指導階級としての自己を不断に再生産するのであるが、この自己活動の総体系が、グラムシの「国家」なのである。それは、まさしく〈国家となった階級〉¹²⁾にほかならない。だが、この階級の国家としての自己活動の総体系は、後述する理由によって、

11) Q15 § 10B, p.1765. 合IV, 16頁。

12) 「国家となった階級〔una classe diventata Stato〕」という語句自体は「ノート」に見出せないようであるが、「国家となるであろう一階級〔una classe che sarebbe diventata Stato〕」(p.882), 「従属諸階級は…『国家』となることができない〔La classi subalterne…non possono diventare 《Stato》〕」(p.2288), 「国家となるためには〔per diventare Stato〕」(p.2289), 等々という表現が見られ、内容的にはグラムシの国家概念を誤りなく表しうると考えてさしつかえないであろう。ちなみに、マルクス＝エンゲルスの『共産党宣言』に「国家, すなわち支配階級として組織されたプロレタリアート」という表現が見えるが、この「国家」はまさしく「国家となった階級」としてのプロレタリアートにほかならない。

自己包括的な概念的体系を構成しないであろう。

しかしながら、同時に、「被統治者から能動的同意を獲得するのに成功し
もする」限りで、そのある活動局面においては、一つの自己包括的体系を生
み出し、これを備えることにならねばならない。その一体系、すなわち広義
「国家」内の自己包括的な下位体系が、実はこれまでみてきた「市民社会」
であったのである。問題は、こうである。

先ず第1に、そもそもグラムシにおいては、「同意はどんな仕方にせよ
『自発的』にあたえられるのであるから、その組織化は、私的イニシアティ
ブにゆだねられ、したがって道徳的ないし倫理的な性格のものである」¹³⁾。
したがって「能動的同意を獲得する」ためには、同意獲得のイニシアティブ
をまさに「私的イニシアティブ」として、その形態で展開しなければならない。
い。

そこで第2に、それを可能にする前提として、国家の内に「法的無関与圏」
(私的自由圏)を設定する必要がある。そこに、指導階級の「私的イニシア
ティブ」によって布設されるのが「市民社会」であり、その内的論理構造が
自己包括的構造であったのである。

こうして、国家という活動的総体系は、ある局面において、その下位体系
として「市民社会」という自己包括的体系を備えることになる。そして、そ
のことのうちに「自発的」同意が広範囲の住民から獲得されていることが含
意されている。それゆえ、「市民社会」は、「道徳的ないし倫理的な性格のも
の」であり、既出の引用(8)においては「国家の倫理的内容」をなすといわれ
ていたのである。

上にいう「ある局面」とは、国家という活動体系のうちの「支配」と区別
される「指導」の(「法的無関与圏」における)活動局面にほかならない。
グラムシは、国家の「支配」と「支配」とを、「半獣半人というマキアヴェッ

13) Q13 § 37C, p.1636. 合I, 215頁。

リのケンタウロスの二重性格」に比定して、「強力と同意、権威とヘゲモニー、暴力と文明、個人の契機と普遍の契機（「教会」と「国家」）¹⁴⁾ 等々に対応させて捉えており、「ヘゲモニー」については、これを「普遍と自由の契機」¹⁵⁾とも意味づけている。ここでの問題は、こうした〈指導－同意（説得）－ヘゲモニー－普遍・自由〉等の諸契機の系列が「市民社会」として現れるとき、実は同時に、〈支配－強力（強制）－権威〉あるいは「独裁」（個人独裁でなく、マルクス的な意味での階級独裁）の系列諸契機は、「政治社会」として現れ、国家は、この二形態で現出することになる、ということである。そもそもグラムシにおいて、「政治社会」と「市民社会」とは国家の「現出形態」なのである。

「特定の諸時期の言語と文化において国家が現出する二形態、すなわち市民社会および政治社会として、『自己統治〔autogoverno〕』および『官吏統治』として現出する二形態を考慮にいれなければ、分析は正確とならないであろう。」（Q 8 §130 B, p.1020-21）

この彼の言及で注目されるのは、国家が二形態で現出するのは特定の諸時期の文化的地盤においてであると考えられていることである。振り返れば、「法的無関与圏」は、法律家の「専門的了解」のもとに設定され、『私的』諸組織は、「俗に…言われる」ところのものであった。想定されているのは、「法のもとでの平等」や「公私の分離」といった一連の「言語と文化」、この法文化の歴史的な出現や普及とともに現れる近代法治国家にほかならない。

本章の冒頭に掲げた「国家とは…被統治者から能動的同意を獲得するのに成功しもするところの…」という引用句も、実は、この近代法治国家を念頭においていることは明らかである。というのは、「平等」の市民から獲得す

14) Q13 §14C, p.1576. 合I, 134頁。

15) Q13 §5C, p.1564. 合I, 70頁。

る「同意」の能動性を求めるのは、すぐれて近代国家の特質に属することであり、しかも、その能動性を求めれば求めるほど、「私的イニシアティブ」による必要性が増し、したがって「法的無関与圏」（私的自由圏）の設定が不可欠になるからである。

そこに布設される「市民社会」が、自己包括的な論理構造をとる体系となるのは、広範な被統治者からの同意の獲得によって成立する「ヘゲモニー」の相互的な活動的關係性という特質に由来する。ところが、支配・権威・強制は、一方的であり、相互的でない。「政治社会」が自己包括的な概念的構造を構成しえない理由が、そこにある。それゆえに、『『政治社会』という外殻のもとで』¹⁶⁾、つまり「強制的な鎧」のもとに、「市民社会」を構築し発展させることが必要となるのである。

「市民社会」を通じて指導階級が獲得、組織する「能動的〔attivo〕同意」は「活動的〔attivo〕同意」であって、指導階級すなわち国家の示す発展路線に沿った同調行動を同意者のあいだに生み出すことになる。この同調者の政治的機能をとらえてグラムシは、この同調者もまた『官吏』であり、他の市民に対して「国家を代表する者」と次の様に言う。

「実際に、どの等質的な社会成員〔elemento sociale〕も『国家』であり、その綱領に同調するかぎり国家を代表する者である。…それぞれの市民も、社会生活のなかで、国家—政府が示す方向で活動するなら『官吏』であり、国家の綱領を支持し、それを知的に練り上げれば上げるほど、それだけますます『官吏』である。」（Q 3 § 61 B, p.340. 合 I, 213頁）

16) 「国家は諸個人（ある社会集団の諸個人）と一体であるという主張は、行動文化（すなわち新しい文化、新しい型の人間と市民を創造する運動としての）の要素として、「政治社会」という外殻のもとで、そこにおいては各々の個人が自力でふるまう〔si governi da sé〕が、そうするからといって、この自己統治が政治社会との対立に陥ることはなく、むしろその正常な継続となり、有機的補足となるどころの、複合的でよく分節化された市民社会を建設しようとする意思をひきおこすのに役立たなければならぬ。」（Q 8 § 130 B, p.1020-21.）

国家（政治社会－官吏）は指導階級の国家であるゆえ、「官吏」は指導階級の政治的文化体質に「等質化」しているが、一般市民のなかの「同調」者も同じく指導階級に等質化していくわけである。イデオロギ的「等質化」と言ってもよい。ともあれ、こうして「市民社会」（その政治的文化的「ヘゲモニー」）を通じて、従属的諸階級のあいだにも知的道徳的「同調」者・「等質的社会成員」が創出、拡大されていく。こうして「国家」の構成員は、「政治社会」に勤務する「官吏」のほかに、上にいう「どの等質的な社会成員も『国家』である」という意味で、「市民社会」を通じて指導階級の周囲にも、つまり従属的諸階級のあいだにも創出、拡大されていくことになる。というよりむしろ、そのために「市民社会」が布設されるのである。「市民社会」の「自己」包括的概念構造とは、いうまでもなく「他者」の「包括」なしではもともと成立しない。「国家イコール政治社会プラス市民社会、強制の鎧をきたヘゲモニー」という定式の意味するグラムシの国家概念の拡大には、以上の意味で国家「成員」の面でも、その拡大が含意されていると言わねばならない。

むすび

以上において、グラムシの「市民社会」概念が、その内的論理としていかに自己包括的な概念的論理構造をとっているのかが明らかになったと思われる。そしてまた、「市民社会」がそのような論理構造をとりうるのに、なぜ「政治社会」においてはそうなりえないのかにも論究したが、少なくともそれは、グラムシ「国家」概念の理解にとっての一つの問題提起ではあろう。この論点は、近代国家においては、なぜ「政治社会の外殻のもとで」「市民社会」を創造し発展させることが重要となり、またいかにそれを果たしていくのかという問題につながっているのであったが、それについても、グラムシの所説に即してある程度は明確にしえたのではないと思われる。

しかし、論じ残した重要問題もあり、そのなかには、本稿の課題を越える

諸問題との関連が不可欠であるような問題もある。

本論の最後にふれた、国家「成員」の拡大、従属諸階級に属する諸個人の国家への不断の吸収、同化という傾向性は、「国民国家」として現れる近代国家の特質にほかならない。グラムシは、それが、全般的な「順応主義〔conformismo〕」創出への意思を導入して法概念の革命をもたらした近代ブルジョアジーの特質に由来することを別決するとともに、この意思のイデオロギー的表現として近代の法概念には「18世紀の民主主義的ユートピア」が含まれており、それに特有の矛盾と限界が内包されていることを明らかにしているが、こうした彼の所説に関してまでは本稿は及びえていない。このために、グラムシにおける「市民社会」の可変的布設範囲と、一国社会の全総体（国家の「普遍性と自由」の契機はそれに関連する）および、「法的無関与圏」の可変的範囲との理論的関係の問題を今後に残す結果となった。その問題は、上の近代法の特質と矛盾・限界の問題を欠いては検討しえないからである。

さらに、グラムシにおいては「政治技術」領域の問題である「機動戦—陣地戦」の問題も、やはり同じ問題との絡みにおいて考察されうる問題であると思われるため、本稿では扱えなかった。「国家の市民社会への再吸収」テーゼの問題も同様である。

「政治社会」と「市民社会」とは、グラムシにおいては、国家の「二つの現出形態」であったが、そのようなものとして両者は本質的な内的同一性を有する一方、実際の現実においては外面的な「均衡」と「絡み合い」として現れ、また両者の「有機的關係」が問題となる。これらの基底に貫く基本問題は、従来のグラムシ研究においてはほとんど見過ごされてきた観があるのであるが、実は「国家と個人」の問題であり、「集団（階級）の自由」とその集団成員に関する「個人の自由」との関係の問題なのである（そこに「必然性と強制」の「自由」への転化の弁証法が絡まる）。この問題の存在は、前出の引用(10)と注記16の引用句とにその一端が見えており、グラムシ国家論の独創性顕著なきわめて興味深い問題なのではあるが、これについては紙数

の関係で割愛せざるをえなかった。

こうした一連の諸問題が、ひきつづく探究課題として本稿の検討から浮上する。これらはみな、グラムシ「国家」概念の論理的解読のためには避けられない重要問題とみなされうるが、そうであるかぎり、それらの究明を通ずることで上の解読作業は格段の進展をとげうるものと思われるのである。

The Structure of Gramsci's Concept of "Civil Society"

Tomihisa SUZUKI

This paper argues that Antonio Gramsci's concept of "civil society" constitutes a self-comprehending logical structure. Through his works, Gramsci defines "civil society" as follows: (1)the whole of "private" organizations, (2)"private" apparatus of hegemony, (3)hegemony, and (4)"a determinate social group" (a leading class).

How can these four definitions be unified in one theory? The upper social group is the subject instituting "civil society". The hegemony is a function of this social group that organizes "private" organizations of other social groups. Then the "private" apparatus of hegemony is the same with "private" organization of this social group itself. Consequently, the definition of the whole of "private" organizations comes under the total definition of "civil society". On the other hand, "civil society" as the whole of "private" organizations means the social group itself which realized as a subject. That is, this social group has become a total "civil society" by instituting "civil society" as the whole of "private" organizations. In this sense, "civil society" in total has been identified with the social group. Therefore, "civil society" in total comprehends the social group that is the "civil society" itself. This is how Gramsci's concept of "civil society" is formed as a dialectical concept that comprehends itself.

Key words: Gramsci, self-comprehending concept, civil society, State, leading class